

2018年9月入居者募集要項（外国人留学生枠）

以下の要項をすべてよく読んだ上で、申請を行ってください。

- 1. 募集宿舍** 国際学生宿舎（小平・国際交流会館・中和寮）*居室の選択は不可 *学部生は小平のみ
各宿舎の詳細については、国際課ウェブサイトをよくご確認ください。
- 2. 募集区分**
★単身室 *共有タイプ・個室タイプの選択はできません。
★夫婦室・家族室 *単身室と夫婦・家族室の併願はできません。
- 3. 申請資格** 本学に在学（予定）の外国人留学生【「留学」の在留資格を有する（予定）の者】
*本学の入学試験に出願中（予定）の者も含まれます。

*申請時に寄宿料または共益費等の経費を滞納している場合は、申請を受け付けません。
*夫婦・家族室に入居する場合は、申請した家族と同居することを条件とします。
- 4. 入居期間** 1年以内（2019年8月16日（金）まで）
*申請する学生が所属する各課程の標準修業年限内に限ります。（例 学部課程4年間、修士課程2年、博士後期課程3年）
*留年予定者は事前に国際課へお問い合わせください。
- 5. 申請方法** 新規申請者（現在、国際学生宿舎に住んでいない人）は(1)で申請してください。
入居期間延長申請者（現在、国際学生宿舎に住んでいる人）は(2)で申請してください。

(1)【新規申請者】 下記の国際課ウェブサイトからオンライン申請を行ってください。

<http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/apply.html>

*学籍番号や受験番号がわからない場合は、数字の1を入力してください。

オンライン申請ページから以下の書類を送信してください。

【必要書類】		【対象者】
(A) 入寮調査票	*国際課ウェブサイトからダウンロードしてください。	全員必須
(B) 在留カード（両面）コピー	*海外居住者はパスポートのコピーを提出。	
(C) 家族全員掲載の住民票	または 夫婦・家族証明書	夫婦家族室
(D) 家族全員分の在留カード（両面）コピー		希望者のみ

(2)【入居期間延長申請者】 Step(1)オンライン申請 + Step(2)「入居期間延長申請書」の提出

Step(1) 下記の国際課ウェブサイトからオンライン申請を行ってください。

<http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/apply.html>

【 必 要 書 類 】		【対象者】
(A) 入寮調査票	*国際課ウェブサイトからダウンロードしてください。	全員必須
(B) 在留カード（両面）コピー		

注意点：入居期間延長申請者の方は入居時に（A）入寮調査票を提出済ですが、システム上（A）も送信しないと受付できないため、（A）は**未記入**のまま送信してください。

Step(2)「入居期間延長申請書」に記入し、国際課へ持参し提出してください。

*持参できない理由がある場合は事前に国際課へ相談してください。

6. 申請期間 2018年7月9日（月）午前10時まで *時間厳守

*オンライン申請者へは、申請内容の確認ができ次第、受付番号をメールで送ります。
メールが届かない場合は必ず2018年7月10日（火）までにお問い合わせください。

7. 選考方法 抽選：2018年7月13日（金）

*希望がある場合は抽選会をご覧ください。

尚、抽選会の詳しい時間・場所については、あらかじめ国際課ウェブサイトにてお知らせ致します。

8. 結果発表 2018年7月17日（火）午後2時

*国際課掲示板および国際課ウェブサイトにて発表します。

9. 入居日 新規入居者：2017年9月5日（水）午前9時～午後5時

*この日に入居できない場合は事前に国際課へ相談してください。

延 長 者：現在の入居期間を延長しますので、一時退去の必要はありません。
部屋移動が必要になる場合は、個別に連絡します。

10. 選考基準

(1) 単身室については、申請者が入居可能室数を超える場合には、下記①②を優先した上で、その他の学生については抽選によります。

① 国費留学生（新規渡日、新規入学の学部生）、[公財]交流協会奨学金留学生（新規渡日）及び文科省から受け入れ要請のあった政府派遣留学生、並びに国際機関の奨学金等の受給者

② 協定校からの交流学生

(2) 上記にかかわらず、RA(レジデント・アシスタント)及びCA(コミュニティ・アシスタント)に採用された者は、抽選によらず入居を認めます。

(3) 夫婦・家族室については、申請者が入居可能室数を超える場合には、抽選によります。

(4) 抽選の際には「過去に本学の学生宿舎に入居したことのない者」を優先します。

(5) 抽選の際には入居歴がある者の中では「過去に寄宿料等を滞納していない者」を優先します。

11. 注意事項

(1) 次のいずれかに該当するときは入居許可を取り消します。

① 入居を許可された者が、所定の期日までに入居しないとき。

- ② 寄宿料の納付又は諸経費の支払を怠り、督促を受けても、なお納付しないとき。
- ③ 一橋大学の学籍がなくなったとき。休学や留年をするとき。
(学部2年次から3年次へ進級できない場合も含む)
- ④ 在留資格が『留学』以外になったとき。(特別な事情がある場合はあらかじめ国際課に相談してください。)
- ⑤ 保健衛生上、学生宿舎の生活に適さない事情があると認められるとき。
- ⑥ 学生宿舎の秩序又は風紀を乱す行為があったとき。
- ⑦ 虚偽の申告をして入居したことが明らかになったとき。
- ⑧ その他学生宿舎の管理運営上著しく支障があると認められるとき。
- ⑨ 国際学生館景明館の入居許可を受けたとき。
- ⑩ 入居前に一定の要件を満たした火災保険に加入せず、入居後一か月以内に火災保険の加入を証明する書類を提出しないとき (詳細は別途通知)。

(2) 化学物質過敏症 (Multiple Chemical Sensitivity: MCS) について

本学では対策を講じていますが、体質により MCS と類推される症状を生ずる可能性があります。

【関連 HP】 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/02/h0227-1.html#betu> を必ずご覧ください。

今までに MCS の症状が出たことがあるか新築の建造物に対して敏感であると思う方は事前にご相談ください。

(3) 寄宿料等の経費は、諸経費の見直し及び公共料金の改定等により変動することがあります。入居後に改修が行われる場合等に、それに伴う居室移動並びに料金の値上げが行われることがあります。

12. 問合せ先 一橋大学 学務部 国際課 学生交流係 (留学生宿舎担当)

〒186-8601 東京都国立市中 2-1 一橋大学 東キャンパス 国際研究館 1 階

オフィスアワー：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (平日)

TEL：042-580-8164 E-mail：int-dorm1284@dm.hit-u.ac.jp

国際課ウェブサイト (宿舎)

【日本語】 <http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/index.html>

【ENGLISH】 <http://international.hit-u.ac.jp/en/curr/accom/index.html>